

令和 8 年 4 月 1 日

口座振替にかかる約束事項

1. 市川市が送付した納付書（電子データ等を含む）により金融機関が納付の手続きを行います。
2. 本件に関しては、預金払戻請求書等の提出などによらず、金融機関所定の方法で処理します。
3. 市川市から送付された納付書（電子データ等を含む）で指定する日に金融機関から振替納付します。
4. 預金残高が振替日において納付書の金額に満たないときは、金融機関は振替納付を行わず依頼者（預金者）に通知することなく納付書を市川市に返送します。
5. この口座振替については、依頼者（預金者）からの申し出及び金融機関の都合により解約することができることとし、この場合、金融機関がその旨を市川市に通知することとします。
6. 口座振替依頼書の有効期限は 1 年間とし、解約の意思表示がない場合は自動継続とみなし、1 年間継続の取扱いをし、以後も同様の取扱いをします。
7. この取扱いについて紛議が生じた場合、金融機関の責によるものを除き、依頼者（預金者）は損害回復のための請求などを行わないことを承諾したものとします。

口座振替のできる金融機関

下記金融機関の国内本支店にて取扱いいたします。

千葉銀行	埼玉りそな銀行	東京東信用金庫
みずほ銀行	千葉興業銀行	小松川信用金庫
三菱UFJ銀行	京葉銀行	中央労働金庫
三井住友銀行	東京ベイ信用金庫	市川市農業協同組合
りそな銀行	朝日信用金庫	ゆうちょ銀行

市川市教育委員会 学校運営支援課